

新聞の勧誘トラブルにご注意！

突然、勧誘員が訪問し、強引に契約させられたなどのトラブルが後を絶ちません。必ずドア越しに対応し、不要なときはキッパリ断りましょう！

- 判断力が衰えた高齢の親の家で、「数年前に1年間の契約をしている」と、解約の申し出に応じない。
- 再三断っても帰らず、無理やりお米を置いて行かれ、断ったらお米代を請求された。

景品に惑わされないで！
怖い思いをしたら110番！

お互いに 一声かけて
見守りを！



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕



はまのタスケ

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索